

行政処分等の基準改正案に係るパブリックコメントについて

国土交通省 平成 30 年 2 月 20 日

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180908&Mode=0>

国土交通省では、トラックの運転者が、全職業平均と比較して労働時間が約1～2割長く、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあり、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において行政処分の強化を行う方針が示されたため、行政処分の改正(案)についてパブリックコメントを募集します。

【改正概要】

(1) 処分量定の引き上げ【初違反】

過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定を2倍～4倍に引き上げ

① 乗務時間等告示の遵守違反(未遵守16件以上30件以下の場合の例)

(現行) 20日車 (改正) 40日車

② 健康診断未受診

(現行) 未受診者全運転者の半数未満・・・警告

〃 半数以上・・・10日車

(改正) 未受診者1名・・・警告

〃 2名・・・20日車

〃 3名以上・・・40日車

③ 社会保険等未加入

(現行) 加入対象者の一部が未加入・・・10日車

〃 全てが未加入・・・20日車

(改正) 加入対象者のうち、未加入1名・・・警告

〃 未加入2名・・・20日車

〃 未加入3名以上・・・40日車

(2) 使用停止車両割合の引き上げ

トラックの行政処分において使用を停止させる車両数の割合を、最大で保有車両数の5割まで引き上げる

(例) 保有車両数10両の営業所に対し車両停止処分150日車の場合

(現行) 2両を75日間停止

(改正) 5両を30日間停止

(3) トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置

トラックドライバーが安心して働くことができる環境を整備するため、トラック事業者の法令遵守の徹底を図る所要の措置を講じる。

(4) 今後のスケジュール（予定）

通達発出：平成30年3月中

通達施行：平成30年5月1日（【改正概要】（1）、（2）に係るもの）
平成30年10月1日（【改正概要】（3）に係るもの）